

平成 28 年 7 月 1 日号

消費生活 Q&A

Q スマートフォンで SNS のサイトに表示されたダイエットサプリメントの広告を見て、一回 500 円で試すことができると書いてありクレジット決済で購入した。後日、1 回の注文しかしていないのにさらに商品が送られてきて、おかしいと思いクレジットカードの明細を確認したところ、1 万円の請求になっており定期購入になっているようだった。広告や注文時の画面を残しておらず、販売している事業者のホームページも検索できない。解約したい。

A SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用する際には、年齢や職業、興味のある分野など個人情報を登録しますが、その情報等に基づき特定の人に向けた「ターゲティング広告」が表示されることが増えています。

ターゲティング広告は短期間だけ掲載され、トラブル発生後に詳細を確認しようとしても広告そのものが見られないこともあり、トラブルの救済が大変困難となる場合があります。「大手 SNS に表示される広告だからリンク先も安心できるだろう。」という思い込みはせず、広告の表示だけでなく広告からリンクした先の通販サイトの表示や利用規約で、購入の条件等をよく確認しましょう。画面の保存や印刷はトラブル解決に役立つことがあります。

何か困ったことがありましたら、消費生活センターにご相談ください。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５